

議第 7 3 号

高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例
の一部を改正する条例

高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（選挙運動用自動車の使用等の公営） 第2条 高山市議会議員及び高山市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により高山市に帰属することとならない場合に限る。 (1) （略） (2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額 (3) （略） （公費の支払） 第4条 （略） 第5条 高山市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たり	（選挙運動用自動車の使用等の公営） 第2条 高山市議会議員及び高山市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により高山市に帰属することとならない場合に限る。 (1) （略） (2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額 (3) （略） （公費の支払） 第4条 （略） 第5条 高山市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たり

の作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 高山市は、候補者（第3条第3号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、

の作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 高山市は、候補者（第3条第3号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、

当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
------------------------	------------------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。